

平成26年度 行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの結果

ヒアリング対象項目	見直しの方向性等	判定結果	主な提言	傍聴者数
<p>①公園等施設のあり方の検討 森林公園 愛知県民の森 昭和の森 緑化センター 《第五次行革大綱 No.32》 《第五次行革大綱 No.33》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕等を適切に行い、安全で快適な施設を維持するとともに、利用者ニーズ等を踏まえ、老朽化した設備の見直しを検討する。 ○ 指定管理業務の内容を検証し、より一層、効果的・効率的な管理運営を図る。 ○ これまでの利用促進策を検証し、さらなる活性化を図る。 	<p>【2票】妥当 【5票】再検討が必要 (1票) 現状認識、課題認識を見直すべき (3票) 取組内容を明確にすべき (4票) 取組内容に新たな視点を加えるべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ レジャーやレクリエーションだけでなく、多様な視点を反映した事業の展開を図るべき。 ○ 人口・世帯構成といった社会状況の大きな変化に対応して、課題・論点を設定し、施設形態の転換を検討していくべき。 ○ 各公園の紹介や催し物の案内、PRをもっと積極的に行うべき。 	96人
<p>②弥富野鳥園のあり方の検討 《第五次行革大綱 No.20》 《第五次行革大綱 No.32》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な自然環境の保護とその活用により、本県の野鳥保護、生物多様性の重要拠点として存続していく。 全国有数の水鳥・渡り鳥の宝庫（楽園）である鍋田干拓地において、優れた自然環境の保全による野鳥保護と、それらの野鳥の調査・観察を通じた鳥類保護思想の普及啓発を行う同施設は、本県の野鳥保護、啓発活動、当該地域の生物多様性の重要拠点としての役割は非常に大きい。また、同施設は野鳥の営巣地の保護、傷病鳥の保護の機能を有する県内唯一の施設である。 ○ 利用者ニーズを的確に把握し魅力ある施設運営を実現していく。 利用者アンケートでは8割以上の利用者から好評をいただいている施設であることから、今後も利用者ニーズを的確に把握しながら、園内施設の適正な維持管理や魅力ある行事の実現など、更なる効果的・効率的な施設運営を行っていくとともに、利用拡大を図る。 	<p>【3票】妥当 【4票】再検討が必要 (1票) 現状認識、課題認識を見直すべき (1票) 取組内容を明確にすべき (2票) 取組内容に新たな視点を加えるべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動については新たな教材の作成等、新たな視点が考えられる。教育機関等との連携も考えるべき。 ○ 営巣地の保護、傷病鳥の保護というこの施設ならではの特色を明確にし、それを活かした取組や周辺施設とのネットワーク化を検討すべき。 ○ 学習会、イベントなど啓発活動の多様化を行う努力が必要。 ○ 安全対策に配慮すべき。 ○ ホームページ等を利用した魅力発信を行なうべき。 	56人
<p>③NPOとの協働事業の実施 《第五次行革大綱 No.103》 《第五次行革大綱 No.104》 《第五次行革大綱 No.105》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでも、NPOや市町村の意見も聴きながら、様々な施策を講じ、協働の改善やNPO活動の促進に取り組んできた。今後も引き続きNPOや市町村と協議・検討を行いつつ、これまでの施策の活用を含め「協働事業の更なる推進、質的な向上」や「NPO活動の更なる活性化」を図るための取組を行っていく。 	<p>【3票】妥当 【4票】再検討が必要 (2票) 現状認識、課題認識を見直すべき (3票) 取組内容を明確にすべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県はコーディネートする立場であることに留意してほしい。また、県職員のNPO活動への参加を奨励してほしい。 ○ 職員の研修は、「NPO」、「協働」とは何かを分かりやすく理解でき、発想力、コーディネート力が育成できるものにしてほしい。 ○ 地域の具体的課題の解決には、NPO以外の地縁団体等や個人との協力が必要。 ○ NPOの活性化のため、県庁内や市町村との調整に努めてほしい。 ○ 説明会、会議、研修会など、良い取組みは対外的に説明した方がよい。 ○ あいちモリコロ基金は新たな仕組みで継続すべきではないか。 	46人

ヒアリング対象項目	見直しの方向性等	判定結果	主な提言	傍聴者数
④南知多老人福祉館 のあり方の検討 《第五次行革大綱 No. 31》 《第五次行革大綱 No. 32》	○ 高齢者が保健休養のために求めるものは多様化しており、また、民間宿泊施設でのバリアフリー化や手軽に利用できる日帰り入浴施設などが各地に設置されるなど、周辺環境の変化があり、老人休養ホームを県の公の施設として将来にわたって維持していく必要性は薄まってきている。このため、南知多老人福祉館についても、 公の施設としての廃止 を含めて検討する。 一方で、南知多老人福祉館は、人の集う施設として南知多地域の地域活性化機能や立地条件から南海トラフ巨大地震の際の避難所機能も果たしていることから、県の施設としての廃止にあたっては 民間企業等への施設譲渡 を第一としたい。 ○ 廃止・譲渡する場合においても、それまでの間、指定管理業務の内容を検証し、より一層、効果的・効率的な管理運営を図る。 ○ 廃止・譲渡する場合においても、それまでの間、これまでの利用促進策を検証し、活性化を図る。	【7票】 妥当	○ 売却に向けて、なるべく スピーディーに意思決定 すべき。 ○ 老人休養ホームに運営を限定する規制を外すことは検討に値する。 ○ 売却にあたっては、県民が納得できる方法で進めるべき。	35人
傍聴者 233人 インターネット視聴者 153人 計 386人 (1項目あたり平均97人)				

※「再検討が必要」という判定の場合、「現状認識・課題認識を見直すべき」などの詳細判定（複数選択可）を実施。